## 商用車の電動化促進事業(タクシー・バス)

タクシー事業者、バス事業者等が二酸化炭素排出削減効果を有する電気自動車等を導入する事業に要する経費を補助します。

地域

支援の種類

助成型(2)

利用目的

その他

対象

次に掲げる者のうち、国で定める目標 (目安)に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定している者。

- ・タクシー等車両を事業の用に供する者、貸渡し(リース)を業とする者
- ・バス車両を事業の用に供する者、バス車両の貸渡し(リース)を業とする者
- ・地方公共団体 等

公募期間

2024年3月8日~2025年1月31日

上限金額・助成金

タクシー等車両の補助金額…600万円~1,000万円、補助率1/3または1/4または1/5 パス車両の補助基準額…補助対象となる車両と同クラスの標準的燃費基準自動車との価格 の差額の2/3 または車両本体価格の1/2 充電設備の補助基準額…調整中

## 給付要件

その他

バスは令和6年6月28日(金)までが一次公募です。以降の公募はHPでお知らせします。

問合せ先

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 事業部 補助金執行グループ

佐野、横山、米本、青木 **電話:**03-6836-1203

URL

https://www.ataj.or.jp/index\_taxibus.html